

甲第 2 號證

公職選挙法の一部を改正する法律案

昭和59年4月国会に提出された
 昭和61年6月衆院解散のとき廃棄となり
 昭和61年6月衆院解散のとき廃棄となり

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

国外に居住する日本国民について選挙権行使の機会を保障するため、在

外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設する。

第一 在外選挙人名簿（第四章の二関係）

一 在外選挙人名簿の調製等（第三十条の二関係）

- (一) 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行うものとする。
 - (二) 在外選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、衆議院議員及び参議院議員の選挙を通じて一の名簿とするものとする。
 - (三) 在外選挙人名簿の登録は申請に基づき行うものとする。
- 在外選挙人名簿の様式等（第三十条の三関係）
- (一) 在外選挙人名簿は、カード式名簿とするものとする。

(一) 在外選挙人名簿には、選挙人の氏名、最終住所（選挙人が国外へ住所を移す直前に国内において作成された住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。）又は本籍、性別及び生年月日等を記載するものとする。

三 在外選挙人名簿の被登録資格（第三十条の四関係）

(一) 在外選挙人名簿の登録は、年齢満二十年以上の日本国民で、引き続き三箇月以上その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する者であつて、将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者について行ひものとする。

(二) 将来国内に住所を定める意思を有する者であるかどうかの判定に
関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

四 在外選挙人名簿の登録の申請（第三十条の五関係）

三の被登録資格を有する者は、次の区分に応じ、在外公館を經由して在外選挙人名簿の登録の申請をすることができるものとする。

(一) 国外へ住所を移した後五年を経過するに至っていない者で、国内の市町村において住民票の消除がされた日後五年を経過するに至っていないもの 最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会

(二) 以外の者 本籍地の市町村の選挙管理委員会

五 在外選挙人名簿の登録（第三十条の六関係）

(一) 市町村の選挙管理委員会は四の申請をした者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、登録しなければならぬものとする。

(二) 市町村の選挙管理委員会は (一) による登録をした場合には、在外選挙人名簿に登録されている者であることの証明書（以下「在外選

「準人証」といふ。）を交付しなればならぬものとする事。

六 在外選挙人名簿に係る縦覧（第三十条の七関係）

市町村の選挙管理委員会は、毎年一回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際に、在外選挙人名簿に登録した者の氏名、最終住所又は本籍及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならぬものとする事。

七 在外選挙人名簿の登録の抹消（第三十条の十関係）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について、死亡した事、日本の国籍を失つた事、国内の市町村において住民票が新たに作成された事等を知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならぬものとする事。

八 その他

在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟、表示及び訂正、通報及び閲覧、再調製等について選挙人名簿に準じて所要の規定の整備を図るものとする。

第二 在外投票（第四十九条の二関係）

在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票しようとするものは、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前五日（投票用紙等の送付に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ指定する日）までの間に、自ら在外公館の長（特定の在外公館の長を除く。）の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証等を提示して投票しなければならないものとする。

第三 国外犯（第二百五十五条の二関係）

買収罪、選挙の自由妨害罪、詐偽投票罪、公務員等の選挙運動の制限違反の罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民にも適用するものとする。

第四 その他

一 財政措置（第二百六十三条関係）

在外選挙人名簿の調製に要する経費等について所要の措置を講ずるものとする。

二 在外投票等の時間（第二百七十条関係）

在外投票及び在外公館の長に対する申請等の時間について所要の規定を設けるものとする。

三 在外投票を行うことができな場合の取扱い（第二百七十一条の五関係）

天災その他避けることができない事故により、第二の在外投票を所定の期間内に行うことができないときは、更に投票を行わないものとする。

四 対象とする選挙（附則第二十項関係）

当分の間、第二の在外投票は、衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙又はこれらの選挙に係る再選挙に限り、行うものとする。

第五 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

ただし、第二の在外投票については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

公職選挙法の一部を改正する法律

目次中「第三十条 (選挙人名簿の再調製)」を

第三十条の十三

「第三十条 (選挙人名簿の再調製)」

第三十条の十二	(在外選挙人名簿)	の様式等
第三十条の十一	(在外選挙人名簿)	の被登録者
第三十条の十	(在外選挙人名簿)	の登録の申
第三十条の九	(在外選挙人名簿)	の登録の縦覧
第三十条の八	(在外選挙人名簿)	に係る縦覧
第三十条の七	(在外選挙人名簿)	の登録及び
第三十条の六	(在外選挙人名簿)	の表示及び
第三十条の五	(在外選挙人名簿)	の登録の抹
第三十条の四	(在外選挙人名簿)	の再調製
第三十条の三	(在外選挙人名簿)	の登録
第三十条の二	(在外選挙人名簿)	の登録

格)
請)

に、「第四十二条 (選挙人名簿の登録と投票)」を「第四十二条 (選挙

する異議の申出及び訴訟)
訂正等)
消)
通報及び閲覧等)

関する政令への委任)

人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票)」に、「第四十九条 (不在者投票)」を「第四十九条 (不

在者投票)」に、「第十六章 罰則(第二百二十一条―第二百五十五条)」を「第十六章 罰則(第二

百二十一条 第二百五十五条の二)」に、「第二百五十五条 (不在者投票の場合の罰則の適用)」を

「第二百五十五条 (不在者投票の場合の罰則の適用)」に、「第二百六十九条 (特定の市に対する

本法の適用関係)」を「第二百六十九条 (指定都市に対する本法の適用関係)」に、「第

百七十一条の四 (再立候補の場合の特例)」を「第二百七十一条の四 (再立候補の場合の特例)

第二百七十一条の五 (在外投票を行うこと)が

できない場合の取扱い」に改める。

第十一条第三項中「住所を有するもの」の下に「又は他の市町村において第三十条の六在外選挙人名簿の登録」の規定による在外選挙人名簿の登録がされているもの」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 在外選挙人名簿

(在外選挙人名簿)

第三十条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。

2 在外選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、衆議院議員及び参議院議員の選挙を通じて一の名簿とする。

3 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五在外選挙人名簿の登録の申請第二項の規定を

る申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

4 選挙を行う場合において必要があるときは、在外選挙人名簿の抄本を用いることができる。

(在外選挙人名簿の様式等)

第三十条の三 在外選挙人名簿は、カード式名簿とする。

2 在外選挙人名簿には、選挙人の氏名、最終住所(選挙人が国外へ住所を移す直前に国内において作成された住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。)又は本籍、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、在外選挙人名簿を編製する投票区を指定しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、在外選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(在外選挙人名簿の被登録資格)

第三十条の四 在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満二十年以上

の日本国民(第十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項及び第二項の規定により選挙権を有しない者を除く。)で、引き続き三箇月以上その者の住所を管轄する領事官(領事官の職

務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)の管轄区域

(当該住所を管轄する領事官がない地域については、命令で定める区域)内に住所を有するもの

(将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限る。)について行う。

(在外選挙人名簿の登録の申請)

第三十条の五 前条の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、政令で定める

ところにより、文書で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める市町村の選挙管理委

員会に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

一 申請の時ににおいて国外へ住所を移した後五年を経過するに至っていない者で国内の市町村

において住民票の消除がされた日後五年を経過するに至っていないもの 最終住所の所在地
の市町村の選挙管理委員会

二 前号に掲げる者以外の者 申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、当該申請をする者の住所を管轄する
領事官（当該住所を管轄する領事官がない場合その他特別の事情のある場合には、命令で定め
る領事官）を経由してしなければならない。

3 前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、第一項の規定による申請書に
その申請をした者の資格に関する意見を付して、直ちに、第一項各号に掲げる区分に応じ当該
各号に定める市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

（在外選挙人名簿の登録）

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村

の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による登録をしたときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に、在外選挙人名簿に登録されている者であることの証明書（以下「在外選挙人証」という。）を交付しなければならない。

（在外選挙人名簿に係る縦覧）

第 十 条 の 十 市町村の選挙管理委員会は、毎年一回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際、政令で定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した

場所において、前条第一項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、最終住所又は本籍及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

い。

(在外選挙人名簿の登録に関する異議の中出及び訴訟)

第三十条の八 第二十四条(異議の申出)及び第二十五条(訴訟)の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「七日」とあるのは「七日(政令で定める場合には、郵送に要した日数を除く。)」と読み替えるものとする。

在外選挙人名簿の表示及び訂正等

第三十条の九 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条(選

挙権及び被選挙権を有しない者）第一項及び第二項の規定により選挙権を有しなくなったことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

（在外選挙人名簿の登録の抹消）

第三十条の十 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号から第四号までに掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死じたこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 国内の市町村において住民票が新たに作成されたことを知つたとき。

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

四 将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者でなくなつたことを知つたとき。

(在外選挙人名簿に関する通報及び閲覧等)

第三十条の十一 領事官は、在外選挙人名簿に登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する政令で定める文書を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならぬ。

2 第二十九条(通報及び閲覧等)の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格の確認に関する通報、在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他便宜の供与及び在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

(在外選挙人名簿の再調製)

第三十条の十二 第三十条(選挙人名簿の再調製)の規定は、在外選挙人名簿の再調製について準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任)

第三十条の十三 第三十条の四から前条までに規定するもののほか、第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をした者が将来国内に住所を定める意思を有する者であるかどうかの判定その他の在外選挙人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の見出し及び同条第一項本文中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「到る」を「いたる」に改め、同条第二項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、第四十六条第一項及

び第二項（投票の記載事項及び投函）、次条並びに前条」を「第四十六条（投票の記載事項及び投函）
第一項及び第二項、前条並びに第五十条（選挙人の確認及び投票の拒否）」に改め、同項第三号中
「産褥」を「産褥」に改め、同条第二項中「次条並びに前条」を「前条並びに第五十条」に改め、同条の
次に次の一条を加える。

（在外投票）

第四十九条の二 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙
において投票しようとするものは、政令で定めるところにより、第四十四条（投票所において
の投票）、第四十五条（投票用紙の交付及び様式）、第四十六条（投票の記載事項及び投函）第一
項及び第二項、第四十八条（代理投票）、前条並びに次条の規定にかかわらず、衆議院議員又は
参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前五日、投票用紙等の交付の日数
を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認める場合は、あらかじめ自治大

臣が外務大臣と協議して指定する日)までの間に、自ら在外公館の長(自治大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。)の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証その他の政令で定める文書を提示して投票をしなければならない。

第五十五条中「除く外」を「除くほか」に、「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第五十六条中「情況」を「状況」に、「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第九十四条第一項中「選挙運動」を「選挙運動(国外においてする選挙運動を除く。)」に改める。

第九十五条中「選挙運動」を「選挙運動(国外においてする選挙運動を除く。)」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二百三十六条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第二百四十七条中「超えて選挙運動」の下に「(国外においてする選挙運動を除く。)」を加える。

第十六章中第二百五十五条の次に次の一条を加える。

(国外犯)

第二百五十五条の二、第二百二十二条(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第二百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第二百二十二条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)、第二百二十四条の二(おとり罪)、第二百一十四条の三(名簿登載者の選定に関する罪)第一項及び第二項、第二百二十五条(選挙の自由妨害罪)、第二百二十六条(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第二百二十七条(投票の秘密侵害罪)、第二百二十八条(投票干渉罪)第一項、第二百二十九条(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)、第二百三十条(多衆の選挙妨害罪)、第二百三十一条(兇器携帯罪)第一項、第二百三十二条(投票所、開票所、選挙会場等における兇器携帯罪)、第二百三十四条(選挙犯

罪のせん動罪)、第二百三十五条(虚偽事項の公表罪)、第二百三十五条の五(氏名等の虚偽表示罪)、第二百三十七条(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)、第二百三十七条の二(代理投票における記載義務違反)、第二百三十八条(立会人の義務懈怠罪)、第二百三十九条(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一項(第二百三十七条の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。)、第二百三十九條の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)第二項並びに第二百四十一条(選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反)(第二百三十六條(特定公務員の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。の規定は、国外においてその罪を犯した日本国民にも適用する。この場合において、第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第二項及び第三項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請の理由に係る事務、第四十九条の(在外投票)に規定する在外投票に係る事務その他のこの法律及びこの法律に基づく命令により在外公

館の長の権限に属させられた事務に従事する在外公館の職員は第百三十六条第一号、第二百二十一
 十一条第二項、第二百二十三条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百三十七
 条第四項に規定する選挙管理委員会の職員と、第四十九条の二の規定による投票を管理すべき在
 外公館の長は第二百二十一条第二項、第二百二十三条第二項、第二百二十六条、第二百二十七
 条、第二百二十九条及び第二百三十七条第四項に規定する投票管理者と、第四十九条の二の規
 定による投票を記載すべき場所は第二百二十八条第一項、第二百二十九条及び第二百三十二
 条に規定する投票所と、第四十九条の二の規定による投票に立ち会うべき者は第二百二十七条、
 第二百二十九条、第二百三十七条第四項及び第二百三十八条に規定する立会人と、第四十九
 条の二の規定による投票を行う場合に選挙人が指示する候補者一人の氏名又は一の名簿届出政党
 等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第百一十條の二の規定による第
 百一十八條(代理投票)第二項の規定により候補者の氏名又は名簿届出政党等の名称若しくは略称を

記載すべきものと定められた者とみなす。

第二百六十三条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 在外選挙人名簿及び在外選挙人証の調製に要する費用

第二百六十九条の次に次の一条を加える。

(選挙に関する期日の国外における取扱い)

第二百六十九条の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱いについては、政令で定める。

第二百七十条中「基く」を「基づく」に、「第二十九条第三項」選挙人名簿の修正に関する調査の請求の規定による選挙人名簿を「第二十九条(通報及び閲覧等)第三項の規定又は第三十条の十一」在外選挙人名簿に関する通報及び閲覧等(第一項において準用する第二十九条第一項の規定による選挙人名簿又は在外選挙人名簿)に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条の二(在外投票)の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内に行わなければならない。

第二百七十一条の四の次に次の一条を加える。

(在外投票を行うことができない場合の取扱い)

第二百七十一条の五 天災その他避けることのできない事故により第四十九条の二(在外投票)の規定による投票を同条に定める期間内に行うことができないときは、更に投票を行わないものとする。

附則第四項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

附則に次の一項を加える。

20 当分の間、第三十条の六第二項、第三十条の七第一項及び第四十九条の二の規定の適用につ

いては、これらの規定中「衆議院議員又は参議院議員の選挙」とあるのは、「衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙又はこれらの選挙に係る再選挙」とする。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の次に一章を加える改正規定中第三十条の六第二項に係る部分、第四十九条の次に一条を加える改正規定及び附則に一項を加える改正規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第四十九条の二及び附則第二十項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後初めて行われる衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され

又は告示される選挙（公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙を除く。）について適用し、公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙及び当該選挙に係る再選挙については、なお従前の例による。

（在外選挙人名簿に係る縦覧に関する経過措置）

第一条 前条第一項ただし書に規定する規定の施行の日までの間における新法第三十条の七第一項の規定の適用については、同項中「毎年一回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際」とあるのは、「毎年一回」とする。

（漁業法の一部改正）

第三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第 項の表以外の部分中 及び第四十六条の を、第四十六条の二及び第四十九条の二に、「及び第二百五十二条の三」を、「第二百五十二条の三及び第二百五十五条の二」

に、「第二百七十条」を「第二百七十条第一項」に改め、同項の表第四十九条の項中「次条並びに前条」を「前条並びに第五十条」に、「次条、前条」を「前条、第五十条」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第四条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十四 在外選挙特別経費

第十三条第八項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

在外選挙特別経費

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、在外選挙人名簿の登録の申請を行つた選挙人

人について千九十二円（本籍地の市町村の選挙管理委員会に当該申請を行った選挙人については、三百十二円）とする。

第十七条第一項中、「第十四条及び第十五条を」及び第十三条の三から第十五条まで「に改める。

第二十条中「行なわれた」を「行われた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国会議員の選挙の場合においては、前項中「選挙人名簿に登録されている選挙人の数」とあるのは、「選挙人名簿に登録されている選挙人の数に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」として、同項の規定を適用する。

附則に次の項を加える。

3 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙並びにこれらの選挙に係る再選挙以外の国

(外務省設置法の一部改正)

第六条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

(領事官の管轄区域)

第十一条の二 領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)の管轄区域は、外務省令で定める。

第十二条中「(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法、昭和四十一年法律第八十一号の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

理由

我が国の国際関係の緊密化に伴い、国外に居住する国民が増加しつつあることにかんがみ、これらの者について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設するとともに、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。